

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 7 号

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成20年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第13条第 1 項」を「第16条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。